

群馬県介護保険事業費補助金（新型コロナウイルス感染症に係る  
介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業）交付要綱

第1 通則

知事は、介護保険制度の円滑な運営に資するため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等（以下、「事業所等」という。）に対し、予算の範囲内において、介護サービスを継続して提供するためのかかり増し経費の一部に補助金を交付することとし、その交付については群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

2 事業所等は、自己又はその役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、その役員若しくは第三者の不正に利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

第2 補助対象事業及び経費

この補助金は、令和2年6月12日厚生労働省発老0612第1号厚生労働省事務次官通知の別紙「令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付要綱」及び令和2年5月15日老発0515第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき事業所等が行う事業を交付の対象とする。

第3 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た金額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	知事が必要と認めたと認められた額（実施要綱で定める額と同額とする。）	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員諸手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10/10

#### 第4 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械その他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営をはからなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第5号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- (8) (7)の報告により補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、事業所等は、当該仕入控除税額を知事が定める期日までに県に返還しなければならない。
- (9) 本件補助金と事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前

記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### 第5 申請手続き

この補助金の交付の申請は、別紙様式第1号による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

#### 第6 変更交付申請手続き

この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には別紙様式第2号による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

#### 第7 補助金の概算払

知事は、必要があると認めた場合、予算の範囲内において、概算払を行うことができる。

- 2 事業所等は、前項に定める概算払を受けようとするときは、別紙様式第3号による県費補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### 第8 実績報告

この補助金の事業実績報告は、別紙様式第4号による事業実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行わなければならない。

#### 第9 補助金の返還

知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

#### 第10 その他

特別の事情により第3、第5、第6及び第7に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。